

## 6. 牛海綿状脳症（BSE）対策の 再評価について

---

# ■ 国産牛のBSE対策の経緯

## 平成13年(2001)

- ・ 9月10日 国内において1頭目のBSE感染牛確認(農)
- ・ 10月4日 肉骨粉飼料完全禁止(農)
- ・ 10月18日～ と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査(厚)  
特定部位(全月齢の頭部(舌及び頬肉を除く。))、脊髄、扁桃及び回腸遠位部)の除去、焼却の義務づけ(厚)

## 平成14年(2002)

- ・ 6月14日 牛海綿状脳症対策特別措置法の公布(厚、農)

## 平成16年(2004)

- ・ 2月16日～ BSE発生国の牛のせき柱(全月齢)の食品への使用禁止(厚)
- ・ 2月 我が国のBSE対策について、中立的立場から科学的評価・検証を開始(食安委)
- ・ 9月9日 我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表(食安委)
  - ・ 特定危険部位(SRM)の除去は人のBSE感染リスクを低減するため非常に有効。
  - ・ これまでの国内BSE検査において、20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない。等
- ・ 10月15日 全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問(厚、農)
  - ・ BSE検査の検査対象月齢を21ヶ月齢以上とすること、SRMの除去の徹底等

## 平成17年(2005)

- ・ 5月6日 食品安全委員会から答申(厚、農)
- ・ 7月1日 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布(厚)
  - ・ 検査対象月齢：零月以上→21ヶ月以上
- ・ 8月1日 改正省令の施行(厚)
  - ・ 21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、3年間の経過措置として国庫補助を継続した上で、平成20年(2008年)7月末に終了した。

## 平成21年(2009)

- ・ 4月1日～ と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるピッシング<sup>(注)</sup>を禁止(厚)  
(注)と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を破壊すること。
- ・ 5月26日 OIE総会で日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定

※都道府県等の食肉衛生検査体制：81自治体、112機関、と畜検査員2,392人(平成22年(2010年)3月末)

## ■ 輸入牛のBSE対策の経緯

### 平成8年 (1996)

- ・ 3月25日 欧州委員会において、全ての英国産牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択
- ・ 3月26日 英国産牛肉・牛肉加工品の輸入中止

### 平成12年 (2000)

- ・ 12月22日 EU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止

### 平成13年 (2001)

- ・ 2月15日 BSE発生国産の牛肉・牛加工品の輸入の法的禁止

### 平成15年 (2003)

- ・ 5月21日 カナダにおいてBSE感染牛確認、輸入禁止
- ・ 12月24日 米国においてBSE感染牛確認、輸入禁止

### 平成17年 (2005)

- ・ 5月24日 食品安全委員会へ、対日輸出プログラムの遵守を前提とした、我が国の牛肉と米国及びカナダから輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮問
- ・ 12月8日 食品安全委員会の答申
- ・ 12月12日 米国及びカナダ産牛肉の輸入の再開
  - ・ 牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来
  - ・ 特定危険部位（SRM）はあらゆる月齢から除去

(混載事例発生のため、平成18年(2006年)1月20日から7月27日までの間、米国産牛肉等の輸入手続を停止)

### 平成19年 (2007)

- ・ 5月20日 OIE総会(米国及びカナダのBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定)
- ・ ~25日
- ・ 6月1日 カナダ側から輸入条件見直し協議の要請
- ・ 6月20日 米国側から輸入条件見直し協議の要請  
【要請の内容】国際基準に則した貿易条件への早期の移行

# 世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011 <sup>(注1)</sup>	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	12	190,459
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	7	5,785
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(0)	(1017)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(88)
(デンマーク)	(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(16)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	4	184,615
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
カナダ	0	0	0	2 <sup>(注2)</sup>	1	1	5	3	4	1	1	1	20 <sup>(注3)</sup>
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(注1) OIEによるデータ更新は2011年9月30日現在

(注2) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注3) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

単位：頭

## ■ 各国のBSE検査体制

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	O I E 基準 
<b>食肉検査</b>	<b>20ヶ月齢超</b>  これまで 1200万頭程度実施	—	—	<b>72ヶ月齢超<sup>※</sup></b>  ※ブルガリア、 ルーマニアについ ては、30ヶ月齢 を超える健康牛の 検査を実施	— (注3)
<b>発生状況 調査<sup>(注1)</sup> (高リスク牛<sup>(注2)</sup>)</b>	<b>24ヶ月齢以上の 死亡牛等</b>  これまで 78万頭程度実施	<b>30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部</b>	<b>30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部</b>	<b>48ヶ月齢超の 高リスク牛</b>  ※24ヶ月齢を超 える牛の検査を実 施している国あり	<b>30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部</b>

(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。

## ■ 各国の特定危険部位(SRM)の範囲

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	O I E 基準  (管理されたりスク国)
頭部	全月齢の 頭部 舌・頬肉を除き、 扁桃を含む	30ヶ月齢超の 頭蓋 (注)	30ヶ月齢超の 頭蓋	12ヶ月齢超の 頭蓋	30ヶ月齢超の 頭蓋
扁 桃		全月齢	30ヶ月齢超	全月齢	全月齢
せき髄	全月齢	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	12ヶ月齢超	30ヶ月齢超
せき柱 背根神経節を含む	全月齢	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超
腸	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 腸	全月齢の 回腸遠位部

(注) 頭部の骨格、脳、眼などを含む部位のこと

## ■ 食品安全委員会への食品健康影響評価の諮問内容

### 1 国内措置

#### (1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

#### (2) SRMの範囲

頭部、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

### 2 国境措置

#### (1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

#### (2) SRMの範囲

頭部、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ 現在までに調整等が進んでいる、米・加・仏・蘭を対象とする。

※ 仏・蘭については、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

### 3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました